

I はじめに

- リハビリテーションは、単なる機能回復訓練ではなく、心身に障害を持つ人々の全人間的復権を理念として、潜在する能力を最大限に発揮させ、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を可能にし、その自立を促すものである。したがって、介護を要する状態となった高齢者が、全人間的に復権し、新しいくらしを支えることは、リハビリテーションの本来の理念である。

- わが国は、世界最長寿を享受し、今後も急速な人口の高齢化が進むことが予測されている。高齢者が最後まで元気で、健康な生涯を送れることが、個人にとっても、社会にとってもきわめて切実な課題である。
可能な限り要介護状態にならないようにする「介護予防」や、要介護になっても自立を促すリハビリテーションの充実が、わが国の高齢者の医療と介護において最重要の課題と言えよう。

- 2000（平成12）年4月から実施された介護保険制度は、在宅重視と自立支援を理念として、要介護状態になることや要介護度の重度化を予防し、要介護度の軽減を図るとともに、要介護状態となっても、できる限り在宅生活を継続することができるよう、保健医療サービス及び福祉サービスの提供を行うこととして創設された。それ以降、高齢者へのリハビリテーションは、主に介護保険を通じて提供されてきたが、リハビリテーション本来の理念の実現には必ずしも至っていない現状にある。

- このような中、厚生労働省老健局の求めに応じ、「高齢者介護研究会」（座長：堀田力）が介護保険制度の3年間の検証を踏まえ、2003（平成15）年6月に報告書を取りまとめた。その報告書においては、高齢者がたとえ介護を要する状態になっても、その人らしい生活を自分の意思でおくることが可能とする「高齢者の尊厳を支えるケア」の実現を目指す必要があるとし、介護予防・リハビリテーションの充実はその重要な柱であり、今後精査・研究が必要であると指摘している。

- この報告を踏まえ、2003（平成15）年7月に老健局内に設置された本研究会には、高齢者のリハビリテーションに関係する各分野の専門家、当事者（利用者）、メディアなどから20人の委員が参画し、2004（平成16）年1月まで7回にわたって保健（予防）、医療、介護、福祉機器、自治体などの関連分野とリハビリテーション医学、理学療法、作業療法、言語聴覚療法などのリハビリテーション専門分野にわたるヒアリングや総合討論を行い、今後の高齢者のくらしを支えるリハビリテーションの在り方について中間報告をとりまとめた。

- この研究会では、わが国の高齢者リハビリテーションの現状と課題、これからの見直しの方向性についてとりまとめている。また、とりまとめに際しては、超高齢社会でますます重要になるリハビリテーションと介護予防について、広く国民の理解を得るための一助になることを目指して、専門技術的な用語はなるべく避け、分かりやすい記載となるように配慮した。

- 本報告書が、高齢化がさらに進行する21世紀にあって、高齢者リハビリテーションの確立に向けた新たな一歩となるよう期待する。